

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530434

研究課題名(和文) 共同決定の変容に着目したコーポレート・ガバナンス構造の研究

研究課題名(英文) Research on the Structure of Corporate Governance Focusing on the Changes in Co-determination

研究代表者

吉村 典久 (YOSHIMURA, Norihisa)

和歌山大学・経済学部・教授

研究者番号：40263454

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ドイツを代表する企業で複数回の聞き取り調査を実施した。共同決定の機能性、それに伴う人事・教育体制についての実態のみならず、コーポレート・ガバナンスの在り方、役員を選出実態など広範な内容に関して知見を得ることができた。また、調査当時実施されていた従業員代表選挙の実態に関する多くの情報を得た。また、ドイツ、欧州を代表する会社法を専門とする弁護士事務所に所属するコーポレート・ローヤーから、当該分野における一般的な状況、法制度の変革の動向などについての情報を得た。日本で獲得できる情報には限りがあり、現地における動向をより詳細につかむことにつながった。

研究成果の概要(英文)： In this study, we had interviews with companies representing Germany. We got information of the functionality of codetermination, career development system on their corporate governance and realities of corporate governance and selection process of executives. In addition, we could know actual conditions on the election of employee representations at that time. Through discussion with corporate layers and layer belonged to famous law firm in Germany and Europa, to be clear about trends of change of the legal system and ordinary situation on the law. There is a limit to the information that can be acquired in Japan, thus this study led to reveal the trends in local in more detail.

研究分野：経営学

キーワード：企業統治 コーポレート・ガバナンス 共同決定 ドイツ

1. 研究開始当初の背景

シェアホルダー偏重の経営の問題点が噴出している現在、ドイツ的経営が再び脚光を浴びている。そのドイツ的経営を特徴づけるのが共同決定であるのは多くの論者が指摘するとおりである。

ドイツでは共同決定に関する研究が増加してきている。それは大きく分けて2つの理由があると考えられる。第一は、経営のグローバル化の進展で激しい国際競争にさらされている中、共同決定がドイツ企業の経営の足を引っ張っているという主張とそれに対する反駁という、国際経営環境に起因するもの。第二は、EU 域内の経済統合の進捗を進める為に EU 委員会並びに議会が策定した指令による EU 法に基づく企業設立の可能性(国内制度との選択可能性)と共同決定の枠組みの変化に起因するものである。前者では、例えば、Renaud 『Arbeitnehmermitbestimmung im Strukturwandel』Metropolis, 2008 年は、構造変化が共同決定にどのような変化をもたらすのかという点に関して既存の研究を検討し、自らもマクロデータを用い、実証を行っている。また、Dilger 『Ökonomik betrieblicher Mitbestimmung』Rainer Hampp, 2002 年は、制度学派的視点から、例えば企業の規模別にロジスティック回帰を用いて経営協議会を説明変数、各経営要素を従属変数として推計を行い、共同決定の検証を行っている。後者では、例えば、Erik Benedikt Schmid 『Mitbestimmung in der Europäischen Aktiengesellschaft』Nomos, 2010 年が域内各国の法制面から共同決定的制度の強弱を検証(例えば pp.30-31)した後、EU 法とドイツ法による共同決定制度の相違による可能性と問題点を検証している。ケーススタディでは、例えば Hoose, Jeworutzki, Pries 『Führungskräfte und Betriebliche Mitbestimmung』Campus, 2009 年は、化学産業における共同決定制度の経営に対する影響を実証的に検証している。また、Bormann 『Angriff auf die Mitbestimmung』Edition Sigma, 2008 年は、小売り大手 Schlecker の事例から、小売業における共同決定の制度的機能不全状態を批判的に検証した。我が国では、海道ノブチカ「監査役会の権限と共同決定」ゲルムの実証分析を中心として、『商学論究』関西学院大学商学研究会、2008 年は、ゲルムの実証研究の紹介を通じてドイツのコーポレート・ガバナンスの行方の着目点を示唆し、小山明宏『コーポレート・ガバナンスの日独比較』白桃書房、2008 年で両国のコーポレート・ガバナンスの差違と特質を明らかにした。

代表者及び分担者は、長年にわたりドイツ的経営に着目してきた。そのドイツ的経営が、経営のグローバル化・EU 統合によって大きな変質を遂げつつある中で、それらの理解を深めさらに議論を行う必要性を共通の認識として持つにいたった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ企業の共同決定制度の企業経営における運用面・機能面の実態を調査することにある。共同決定に関する日本国内での研究は、制度面に注目したものが多という実態を踏まえると、本研究はそのような研究蓄積を補完するものとなり得る。研究の重要な論点は、ドイツ企業の共同決定制度の機能性が、コーポレート・ガバナンス研究および実際の運用においていかなるインプリケーションを持つのか? グローバル化や EU 法による共同決定の変質が機能性にいかなる変化をもたらしているのか? などである。これらの論点を念頭に質問内容を熟慮し、それを実行すると同時に文献の検討を行い、実証的なドイツ企業研究の実行を研究の全体目標とした。

3. 研究の方法

本研究では、日独両国の製造業・サービス業、大企業・中堅企業、AG・GmbH、ドイツ法に基づいて設立された企業・ヨーロッパ会社法に基づいて設立された企業を比較可能な形になるように抽出し、聞き取り調査を実施すること基本的な研究方法とした。

共同決定には、社会レベルのもの、企業のトップマネジメントレベルのもの、事業所レベルのもの、と3つのレベルが存在するとされているが、本研究は後者2つをその研究対象としているので、まず事業所レベルの共同決定に関する論文を公表し、学会の批評を受けることにした。続いて、我が国に共同決定制度を導入しようとする動きがあることに着目し、その是非に関して学術的な検証を行いたい。当然のことながら、コーポレート・ガバナンス研究にとって最も重要な、トップマネジメントレベルの共同決定の機能性に関しても論を世に問うた。このように研究期間内に、調査 発表 批判 修正 調査のサイクルを繰り返すことにより研究自体の質を高めていった。

実際の調査では、コーポレート・ガバナンス、意思決定過程が明らかになるような質問項目を作成し、制度及び機能性を調査した。また、キャリアパスとしての共同決定制度、業務や部署の特性と共同決定の実態の差違という観点も重視した。

4. 研究成果

我々は、ドイツを代表するダイムラー社にて複数回の聞き取り調査を実施した。初年度は人事部門担当者、次年度に人事部門のトップに対してインタビューを実施した。そのインタビューでは、企業側から見た共同決定の機能性を理解することができ、同時にそれらが持つ課題に関しても一定以上の知見を得ることができた。次年度には、ダイムラー社の現役の従業員代表にヒアリングを行うことができ、従業員側から見た共同決定の機能

性とその課題を理解することができた。

また、同じ自動車産業に属す BMW 社においてもヒアリングを実施することができ、同社における共同決定の機能性のみならず、コーポレート・ガバナンスの在り方、役員の選出実態など広範な内容に関して知見を得ることができた。また、当時行われていた従業員代表選挙の実態に関して貴重な情報を得ることができた。

自動車産業以外では、ドイツを代表する企業であるシーメンス社傘下の OSRAM AG に赴いた。先に述べたように、ダイムラー社では、同社の共同決定制度、それに伴う人事・教育体制についての実態に関する情報を相当量、収集することが出来たが、OSRAM AG では、くわえて、OSRAM AG でインタビュー調査の対象者となった者は以前、会社法の専門家として、親会社たるシーメンス社のトップ・マネジメント層における意思決定の現場に近い場所にあり、同社における「選択と集中」「事業構造の組み替え」にまつわる意思決定の状況をうかがうことができた。同社におけるそうした取り組みは、日立製作所、パナソニックといった日本の電気機器企業の経営のお手本とされてきた。それにまつわる意思決定の過程をつまびらかに出来たこと、とくにその過程における共同決定制度の関与の状況を明らかに出来たことは、非常に大きな成果であった。

こうした個別企業に対する訪問調査にくわえて、共同決定制度を含めたドイツにおけるコーポレート・ガバナンスに関する一般的な状況、法制度の動きなどについても情報収集を進めることが出来た。ドイツ、欧州を代表する会社法を専門とする弁護士事務所に所属するコーポレート・ローヤーから、そうした点に関する情報を得た。日本で獲得できる情報には限りがあり、現地における動向をより詳細につかむことにつながった。くわえて、一般的な実態面、法制度面などについて疑問となっていた点についても、当該のローヤーから詳細な説明を受けることが出来た。疑問点を明らかに出来たことは、今後の研究をよりスムーズなものとするに資するものとなった。

また、日独企業の経営比較に関するワークショップを複数回実施し、ドイツ企業関係者及びドイツ経営学・ドイツ企業に対して研究を行っている若手研究と情報交換を行い、同研究テーマのさらなる深化を可能とした。さらには、該当分野で大きな研究成果を得ている吉森賢横浜国立大学名誉教授と共同発表を行うなどして、多くの論者からの批評を得る機会にも恵まれた。それらは、今後発表される最終成果物に反映されることになる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

吉村典久、堀口朋亨「現代のドイツ企業における共同決定の研究に向けて - 準備的考察」『経済理論』、372 巻、2013、pp.73-102. (査読無)

堀口朋亨「リスクマネジメントの視点から見たドイツ企業のコーポレート・ガバナンス - 共同決定制度を中心に - 」『危険と管理』、44 巻、2013、pp.138 -150. (査読無)

[学会発表](計 8件)

吉森賢、吉村典久、堀口朋亨「ドイツ企業の統治・経営 - ポルシェの同族・企業統治とダイムラー等の共同決定」『日本経営学会関東部会 例会』2014 年 10 月 25 日、一橋大学

Norihisa YOSHIMURA、Tomonaga HORIGUCHI「Comparison between Japanese and German Corporate Governance Structures and Their Organizational Performance」『International Federation of Scholarly Associations of Management』2014 年 9 月 3 日、明治大学。

吉森賢、吉村典久、堀口朋亨「ドイツ企業の企業形態の実態に関する一考察：とくに同族大企業に注目して」『日本経営学会関西部会 第 606 回例会』2014 年 6 月 21 日、兵庫県立大学。

堀口朋亨、吉村典久「ドイツ企業における共同決定の現状について」『日本経営学会第 87 回大会』2013 年 9 月 6 日、関西学院大学。

吉村典久、堀口朋亨「現代ドイツ企業におけるコーポレート・ガバナンス」『日独企業の経営比較に関するワークショップ』、2013 年 7 月 16 日、大阪市立大学。

堀口朋亨、吉村典久「ドイツ企業における共同決定の現状について」『日本経営学会関西部会 第 594 回例会』2012 年 12 月 8 日、摂南大学。

堀口朋亨「リスクマネジメントの視点から考察したドイツ企業のガバナンス制度 - 共同決定制度を中心に - 」『日本リスクマネジメント学会 第 36 回全国大会』、2012 年 9 月 15 日、尚綱大学。

堀口朋亨、吉村典久「ドイツ企業の人材育成教育と従業員代表委員会」『日独企業の経営比較に関するワークショップ』、2012

年5月14日、大阪市立大学.

〔図書〕(計 1件)

吉村典久『会社を支配するのは誰か』講談社、2012、262頁.

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉村 典久 (YOSHIMURA, Norihisa)

和歌山大学・経済学部・教授

研究者番号：40263454

(2)研究分担者

堀口 朋亨 (HORIGUCHI, Tomonaga)

京都外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：20568448